

「横浜市消防団マスコットキャラクター カワウソ隊長」イラスト使用要綱

制定 令和8年7月1日 消消第432号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別図に定める「横浜市消防団マスコットキャラクター カワウソ隊長」イラスト（以下「イラスト」という。）の使用に際し、必要な事項を定める。

(権利)

第2条 イラストに関する一切の権利は、横浜市消防局（以下「消防局」という。）に帰属する。

(使用目的)

第3条 イラストは、消防局の事業や取組を親しみやすく広報する際や、消防団のイメージ向上のために使用するものとする。

(使用申請)

第4条 イラストを使用するときは、事前に消防局長（以下「局長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 消防局及び消防団又は横浜市の区局等が、広報又はそれらに準ずる業務の目的で使用する場合
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (3) 個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合
- (4) その他局長が申請不要と認める場合

2 前項の承認を受けようとする者は、使用申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、局長へ提出しなければならない。

- (1) イラストの使用状況がわかる完成見本等
- (2) その他局長が必要と認める書類

(使用承認)

第5条 局長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第3条に定める使用目的に合致する場合は、使用の承認ができる。その際、局長が必要と認める場合には、イラストの使用法その他について、条件を付することができる。

2 局長は、使用承認を行ったときは、使用承認通知書（第2号様式）を申請者へ通知する。

(使用を承認しない場合)

第6条 イラストの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するとき、又はそのおそれがある場合
- (2) 消防局及び市の信用又は品位を害するとき、又はそのおそれがある場合
- (3) 特定の企業又は商品等を支援、推奨、若しくは宣伝し、又はそのおそれがある場合

- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるとき、又はそのおそれがある場合
- (5) イラストの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (6) イラストのイメージを損なうとき、又はそのおそれがある場合
- (7) イラストの本質的特徴を著しく変形したもの、その他、使用が適当でないと認められる場合
- (8) その他、局長が不適当と認める場合

2 局長は前項の規定により使用を承認しない場合は、使用不承認通知書（第2号様式）を申請者へ送付する。

（使用上の遵守事項）

第7条 イラストを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 原則としてイラストを使用する際は、「横浜市消防団マスコットキャラクター カワウソ隊長」のキャプションを明示すること。ただし、一連の印刷物に複数回イラストを表示する場合には、少なくとも最初の1個にキャプションをつけること。
- (2) 原則としてデザインの変形や色の変更をしないこと。ただし、イラストの本質的特徴を変形しない範囲で、服装等の変更については可とする。服装の変更については、消防業務を遂行する際に着用する被服や装備に限る。

(3) イラストを縮小及び拡大により倍率を変更する場合は、縦横比が変わらない方法で使用する。

2 第5条の規定による使用承認を受けた団体等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた使用内容のみに使用すること。
- (2) 承認に関わる物品等の完成品を消防局へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難な場合はその写真等を提出すること。
- (3) 第5条の承認を受けた権利を譲渡、転貸しないこと。

（使用料）

第8条 イラストの使用料は、無料とする。

（使用内容の変更）

第9条 使用者は、使用内容を追加または変更しようとする場合は、新たに使用申請書（第1号様式）を局長へ提出し、承認を受けなければならない。ただし、局長が軽微な変更であると認め、変更の届出を要しないと判断した場合はこの限りではない。

2 局長は前項に規定する申請があった場合には、その内容を確認し、適当と認めるときは、使用承認通知書（第2号様式）を使用者へ通知するものとする。

（使用承認の取消等）

第10条 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対し、その使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、

使用者は直ちにその請求等に従わなければならない。

- (1) 使用者がこの要綱に違反した場合
- (2) 使用者が第5条又は第9条による使用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽が認められる場合
- (4) その他イラストの使用内容が不適當であると認められる場合

2 局長は、前項により使用承認を取り消すときは、使用承認取消通知書（第3号様式）を使用者へ通知するものとする。

3 消防局は、第1項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

4 局長は、使用者にイラストの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（使用の非独占制等）

第11条 使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラストを使用する権利を付与するものではない。

2 使用承認は、使用者、使用イベント等について消防局の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第12条 消防局は、この要綱に定める申請に要した費用及び使用に関わる経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第13条 消防局はイラストの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、イラストの使用により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。

3 使用者は、イラストの使用に際して故意又は過失により消防局及び横浜市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を消防局及び横浜市に賠償しなければならない。

（管理）

第14条 イラストの使用管理及び当要綱に関する事務等は消防局消防団課が所管する。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、イラストの使用に関し必要な事項は、別に局長が定めるものとする。

「横浜市消防団マスコットキャラクター カワウソ隊長」イラスト

図 1



図 2



図 3



図 4



図 5



図 6



図 7



図 8



図 9



図 10



図 11



図 12



横浜市消防団マスコットキャラクター カワウソ隊長 イラスト使用申請書

年 月 日

横浜市消防局長

住 所 〒

商号又は名称

代表者職氏名

印

横浜市消防団マスコットキャラクター カワウソ隊長のイラストを使用したいので次のとおり申請します。

使用媒体及び 名称	使用媒体： 名称：
使用目的	
使用媒体の 具体的内容	※使用箇所や数量、規格等を記入してください
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで ※使用媒体によって使用期間が違う場合は、分けて記入してください
特記事項	
連絡先	担当者名： 住 所： 電話番号： E-MAIL：

添付書類：使用状況がわかる完成見本等（添付できない場合、写真や印刷原稿等）

※本申請書は消防局総務部消防団課（ sy-shobodan@city.yokohama.ig.jp ）まで送付してください。

横浜市消防団マスコットキャラクター カワウソ隊長 イラスト使用承認・不承認通知書

年 月 日

様

横浜市消防局長

年 月 日に使用申請のありました下記内容について、承認・不承認いたします。

使用媒体・名称	使用媒体： 名称：
使 用 目 的	
使 用 媒 体 の 具 体 的 内 容	※使用箇所や数量等を記入してください
使用の範囲 (期間、数量)	※使用媒体によって使用期間が違う場合は、分けて記入してください
承 認 番 号	
特 記 事 項	
連 絡 先	担当者名： 住 所： 電話番号： E－MAIL：

※不承認の理由

横浜市消防団マスコットキャラクター カワウソ隊長 イラスト使用承認取消通知書

年 月 日

様

横浜市消防局長

年 月 日付承認番号第 号で使用承認通知した下記内容については、次の理由により承認を取消いたします。

該当事項	取 消 理 由
	法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるため
	消防局及び市の信用又は品位を害する、又はそのおそれがあると認められるため
	特定の企業又は商品等を支援、推奨、若しくは宣伝し、又はそのおそれがあると認められるため
	イラストの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるため
	イラストのイメージを損なう、又はそのおそれがあると認められるため
	イラストの本質的特徴を著しく変形したもの、その他、使用が適当でないと認められるため
	その他、局長が不適當と認めるため 理由 ()